

【令和7年度】岡山市商店街空き店舗対策事業補助金 要項

1. 事業趣旨及び内容

商店街は、市民が買い物をする場としてだけでなく、街としての賑わい創出の場の提供や地域コミュニティの担い手としてなど、重要な役割を有しています。しかしながら、空き店舗の増加、来街者の減少、経営者の高齢化など様々な課題を抱えています。

本事業では、空き店舗の増加に歯止めをかけるとともに、集客力の高い魅力ある店舗の集積を図ることを目的として、テナントリーシング事業等により店舗を誘致する取り組みに対して補助金を支給します。

2. 補助対象者

商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会

3. 補助対象事業・補助額・補助率

※国等の補助金との併用はできません。

対象事業	補助限度額	補助率
商店会がテナントリーシング事業等により誘致した店舗の改修にかかる費用 ・床、天井、壁、間仕切、窓、出入口、電気設備、空調、換気、給排水、ガス工事 ・建物と構造的に一体的な設備を取得・設置する経費(天力セアコン、埋込式換気扇、カウンター、固定式テーブル、固定式椅子等) ただし、住居部分など直接事業用途に付さないもの、補助対象部分と対象外部分の区分が明確でないものを除く	100万円	1/2

4. 補助対象となる出店者

・次の(1)～(5)のいずれかに該当する出店者

(1)個人

(2)中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める者で、資本金又は出資の総額のうち大企業の占める出資比率が50%未満である者をいう。)

(3)商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された法人

(4)中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された法人

(5)一般社団法及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された法人

ただし次の各号のいずれかに該当する者を除く

(1)市税を完納していない者

(2)規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3)岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者

(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(5)宗教上の組織又は団体、政治団体

(6)訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

(7)自己所有の店舗に出店する者

(8)個人の場合で、2親等以内の親族が所有する空き店舗へ出店する者

(9)個人の場合で、自身若しくは2親等以内の親族が代表者若しくは役員として属する法人が所有する空き店舗へ出店する者

(10)法人の場合で、代表者若しくは役員が所有する空き店舗へ出店する者

(11)法人の場合で、代表者若しくは役員の2親等以内の親族が所有する空き店舗へ出店する者

(12)法人の場合で、関連法人(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の2親等以内の親族が代表者若しくは役員として属する会社等)が所有する空き店舗へ出店する者

5. 補助対象となる空き店舗

・次の要件を満たす空き店舗

(1)岡山市内の商店会のある商店街のうち市の定める範囲に位置する又はこれに準じる範囲に位置すること

(2)補助金申請時点で、1ヵ月以上賃貸募集をしている空き店舗であること

・次の要件を満たす出店

(1)日本標準産業分類の大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

ただし次の各号のいずれかに該当する出店を除く

(1)大企業のフランチャイズ・チェーン

(2)風俗営業及びそれに類する営業種目

(3)近隣の店舗の業務を害する臭気・煙及び騒音・振動を発生すると判断される営業種目

(4)危険物の取扱・貯蔵・処理をする営業種目

(5)消費者金融並びに特殊政治団体等、事業目的に合致しない店舗・事務所

(6)市内での店舗移転

(7)過去に市内で店舗を営んでいた場合で、その店舗を閉店してから補助金等交付申請までに1年経過していないとき

6. 補助対象経費

工事請負費

7. 補助対象外経費

備品の購入・設置に関する費用、振込手数料、許可申請に係る手数料、公租公課(消費税及び地方消費税、健康保険料等)、補助事業に直接関係のない経費、その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

8. 申請期間

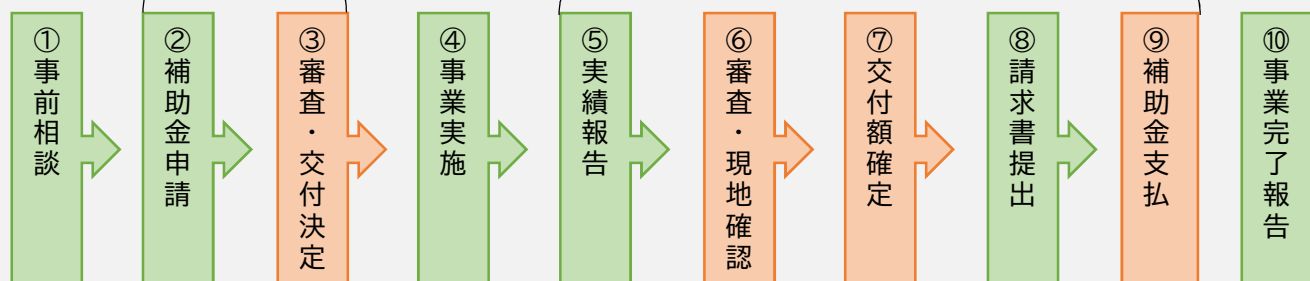
申請期間	令和7年4月1日～予算が上限に達し次第終了
事業実施期間	交付決定日から令和8年3月31日

9. 提出書類

- 補助金申請時
 - ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則の様式第1号)
 - ・事業計画書(様式第1号)
 - ・位置図・間取り図(様式第2号)
 - ・誓約書及び同意書(様式第3号)
 - ・出店計画書(様式第4号)
 - ・賃貸借契約書の写し
 - ・見積書(明細が記載されたもの、事業費が税込100万円以上の場合は2者以上)
 - ・市税滞納無証明書(商店会及び出店者)
 - ・現況写真(施工前後が比較できるもの)
 - ・図面
 - ・仕様書、設計書等
 - ・商店会の定款及び名簿
 - ・商店会が事業計画決定までの経過を記録した議事録(理事会の議事録等)
 - ・その他事業実施に関する書類
- 事業実施後～完了後
 - ・補助事業等着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
 - ・補助事業等完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
 - ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
 - ・事業実施報告書(様式第5号)
 - ・請求書(明細が記載されたもの)
 - ・領収書(振込票の控え)の写し
 - ・実施写真(施工前後が比較できるもの)
 - ・その他事業実施に関する書類
- 補助金額確定後
 - ・補助金等交付請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)
- 補助金額交付後
 - ・事業完了報告書(様式第6号)
 - ・補助金交付結果報告書(様式第7号)
- 毎会計年度末(3年間)
 - ・事業経過報告書(様式第8号)
 - ・経過状況報告書(様式第8号)

10. 申請の流れ 約2週間※

約1カ月間※



※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です(申請状況等により期間は異なります)。

【申請・お問い合わせ先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市産業観光局商工部産業振興課 商業振興係
Tel:086-803-1323
Mail:shougyou@city.okayama.lg.jp



商店街支援はこちら